

## 埋施設設置に係る立地手順と基準案について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構



埋設施設を立地する地点の選定は、手続きの透明性を確保し、公正な選定を行うことを基本とする。このため、埋設施設設置の受け入れに係る地方自治体（市区町村及び都道府県）及び地域の意向を尊重し、かつ地方自治体の負担軽減が図れるよう、立地の選定に係る手順及び基準を以下のとおり定める。

なお、原子力を取り巻く厳しい社会情勢等を踏まえて、個別の地点を対象とした立地活動については時宜を得て行う。

## 1.埋設施設の立地の選定に係る手順

埋設事業に係る立地の申し入れまでの手順は、埋設事業の適切な運営が整えられると考える地点等の属する地方自治体への協力要請とする。この際、原子力機構は、立地基準の適合性評価項目の基準に適合することを確認する。国及び原子力機構は、協力要請を行った埋設施設の設置候補地の属する地方自治体と協議し、同自治体に有する手続き（既に原子力機構と安全協定又は同等の協定を有する地点の場合には同協定に基づく）に基づき同意するか否かの判断を得る。なお、地方自治体との協議により、対象とする放射性廃棄物の量と種類については柔軟に対応することも考慮する。

また、協力要請による立地の選定の状況や社会情勢等を踏まえて、必要に応じて埋設事業に係る勉強会等（以下、「勉強会等」という。）への関心を有する基礎自治体（市区町村）の募集も行う。募集開始後、関心を有する基礎自治体から応募を受けた場合、原子力機構は、勉強会等を開催するとともに、埋設事業計画、埋設施設の安全性、地域との共生、立地の検討対象とする地点を具体化するための手法等に係る情報発信を地域へ行う。なお、基礎自治体はいつの時点でも勉強会等への参加を取りやめることができる。勉強会等を通じて、立地の検討対象とする地点を得た場合は、地方自治体への協力要請による立地申し入れを行う。

## 2.埋設施設の立地の選定に係る基準

埋設施設の立地の選定に係る基準は、立地する地点における安全性を確保した上で経済的利便性を持った埋設施設の設置ができるよう、立地選定にあたり考慮すべき項目とその重要性の程度や項目ごとの評価の指標を以下のように定める。

### （１）立地の選定にあたり考慮すべき項目とその重要性の程度

#### ○立地の選定にあたり考慮すべき項目

立地の選定にあたり考慮すべき項目として、「安全性」、「環境保全」、「経済性・利便性」、「社会的要件」とする。これらの内、「安全性」、「環境保全」及び「経済性・利便性」に分類した「用地面積」は設置候補地の要件であり、適合性評価項目として位置付ける。一方、「経済性・利便性（用地面積を除く）」及び「社会的要件」は候補地としての好ましさを比較する項目であり、比較評価項目として位置付ける。

## (2) 項目ごとの評価の指標

### ○適合性評価項目

適合性評価項目については、候補地としてすべてを満足していることの確認が求められるため適合性評価項目の間に重要性の優劣はなく、すべて同等に重要である。

#### 1)安全性の観点から考慮すべき項目

「候補地」の自然環境として、「火山」、「津波」、「陥没」、「地滑り」、「洪水」、「断層（活断層）」（変位が生ずるおそれがない地盤）を考慮すべき項目とし、「候補地」が当該事象に関して安全確保上支障がないことを確認する。

#### 2)環境保全の観点から考慮すべき項目

「候補地」の環境保全の観点における規制等の現状として、「土地利用に係る規制・計画」及び「文化財の保護」を考慮すべき項目とし、「候補地」の土地利用が限定的で取得が極めて困難でないことを確認する。

#### 3)経済性・利便性の観点から考慮すべき項目

「事業用地(用地面積)」については、埋設事業の実施に際して所要の面積が確保できることを確認する。

### ○比較評価項目

#### 1)経済性・利便性(用地面積を除く)の観点から考慮すべき項目

経済性・利便性の観点から、「事業用地」、「輸送の利便性」、「事業の効率性」を考慮すべき項目とする。「事業用地」については当該事業の実施に必要な用地取得及び造成工事等に係る費用の合理性及び用地形状の好ましさを評価する。「輸送の利便性」については、利用可能な港湾から埋設施設までの距離や幹線道路からのアクセスの状況の評価する。また、「事業の効率性」については原子力機構の業務運営効率化の観点から「候補地」の立地条件を評価する。

#### 2)社会的要件の観点から考慮すべき項目

「用地取得の容易性」については土地利用の規制解除や地権者との交渉が円滑かつ迅速に進められる見通しを評価する。「地域社会の受容性」については、農業、水産業等の生産者から協力が得られる見通し、自然環境に与える影響の度合い、輸送経路の周辺社会や候補地の地域社会の理解と協力の見通し等を評価する。

各基準項目とその指標については、別紙に示す。

研究施設等廃棄物埋設施設の立地基準

－適合性評価項目－

評価項目				評価の指標
大項目	中項目	小項目	細目	
(A) 安全性	(A1) 自然環境	(A11) 自然現象	(A111) 火山	当該事象に関して、安全確保上に支障がないことを確認する。
			(A112) 津波	
			(A113) 陥没	
			(A114) 地すべり	
			(A115) 洪水	
		(A12) 地質及び地形等	(A121) 断層(活断層)	
(B) 環境保全	(B1) 土地利用に係る規制・計画	(B11) 自然環境		自然環境保全、鳥獣保護、生物多様性の確保等のために限定的に利用されている地域ではないことを確認する。
		(B12) 土地利用		土地利用が限定的で、取得が極めて難しい地域ではないことを確認する。
	(B2) 文化財の保護	(B21) 文化財		保存が定められた文化財が存在している地域ではないことを確認する。
(C) 経済性・利便性	(C1) 事業用地	(C11) 用地面積		埋設事業の実施に際し、地形等を考慮した上で、対象廃棄物の埋設に必要な所要の事業用地面積 <sup>※</sup> が確保できることを確認する。  ※JAEA-Technology 2012-031等を参照

－比較評価項目－

評価項目			評価の指標
大項目	中項目	小項目	
(C) 経済性・ 利便性	(C1) 事業用地	(C12) 用地取得及び造成 工事等に係る費用	用地取得及び必要な造成工事等に係る費用が、合理的な範囲に収まることが好ましい。
		(C13) 用地形状	トレンチ埋設施設及びコンクリートピット埋設施設が、合理的にレイアウトできるような形状を有する用地であることが好ましい。
	(C2) 輸送の 利便性	(C21) 利用可能な港湾 からの距離	積載重量 3 千トン級以上の船舶を対象とする岸壁及び埠頭を備える港湾施設からの輸送距離が、合理的な範囲内にあることが好ましい。
		(C22) 幹線道路からの アクセス	事業用地までのアクセス道路が、現状のまま廃棄体や各種資材の輸送に利用できる状態にあることが好ましい。
	(C3) 事業の 効率性		原子力機構の業務運営効率化の観点から埋設事業の運営において効率的な体制が整えられることが好ましい。
(D) 社会的要件	(D1) 用地取得の 容易性	(D11) 規制の解除	土地利用の規制の解除が、円滑かつ迅速に進められることが好ましい。
		(D12) 用地取得の交渉	土地に係る地権者との交渉が、円滑かつ迅速に進められることが好ましい。
	(D2) 地域社会 の受容性	(D21) 地域産業への影響	埋設施設の設置や操業に対し、農業、水産業等の生産者から協力を得られることが好ましい。
		(D22) 自然景観の保全	埋設施設の設置が、自然景観に大きな変化をもたらさないことが好ましい。
		(D23) 輸送経路 (周辺社会の 理解と協力)	廃棄体や資材等の輸送を行う上で、紛争や障害等が少ないことが好ましい。
		(D24) 地域社会の 理解と協力	原子力関連施設に対する地域社会の理解と協力が得られ易いことが好ましい。